

《論 説》

明治期広島区における三部経済制の成立

坂 本 忠 次

はしがき

本論文は、明治期市制成立前夜の広島区における三部経済制の成立過程について、宇品築港との関連などを中心にその特徴点について検討しておこうとするものである。

周知の通り、1889（明治22）年4月1日、広島県広島区に市制が施行されたが<sup>(1)</sup>、この年の前年の1888（明治21）年1月5日、広島県において三部経済制が施行された。

三部経済制というのは、戦前日本の大都市所在府県に見られた特異な行政制度である。東京・大阪・京都の3府のほかに、神奈川・兵庫・愛知・広島の4県がその制度の適用都市所在の県として正式に指定を受けていた。三部経済制の施行府県においては、府県財政の内部を市部（当初は区部）・郡部・連帯部の三部に分けてそれぞれ運営した。市部は、都市部（広島県では広島区〔のち広島市〕）に関する府県の行政事務と意思決定を行う部門であった。郡部は主として農村地域であり、広島県では広島市を除く地域つまり広島市以外の市町村であった。また、市（区）部郡部の共通の行政については、市（区）郡連帯の財政を設けて処理し、その財源は定められた基準のもとづいて市（区）部・郡部各々が負担するとしたのであった<sup>(2)</sup>。

---

(1)『全国市長会史』1980年、年表による。この年、広島市など31市に市制が施行された。

以上述べたようにわが国戦前の大都市所在府県にみられた特異な行財政制度としての三部経済制が、明治初期の広島県・広島区に他の大都市府県と同様に何故導入されるに至ったか、その背景と制度成立の過程並びに成立期の特徴を解明していく。そうして、この経過を検討する中で、広島県下における1878（明治11）年以降の三新法時代の区・郡間の対立の状況を解明し、戦後の今日における大都市＝政令指定都市移行への前史をなす広島市の明治期の都市形成をめぐる一特徴を考察しておくことが、本稿の課題である。

この場合、筆者らの問題関心に即していえば、第1に広島区への三部経済制導入の一般的背景をなす広島区の近世以来の都市形成の相対的な早さと、都市・農村の対立がもたらす初期広島県会内の動向、

第2に、広島区に三部経済制導入をもたらした直接的なきっかけが、宇品港築港をめぐる財政問題であり、これをめぐる利害の対立の実態、また、宇品築港がもたらしたその後の市会内の動向や軍都としての広島市の都市形成への影響などについてである。そうして、

第3に、『芸備日報』『芸備日日新聞』などの「社説」や「紙面」に見られ

- 
- (2) 三部経済制に関する従来の研究については、高橋誠「『三部経済制』の研究—日本地方財政史の一節—(一)(二)『経済志林』第34巻4号、1966年、第36巻1号、1968年。金澤史男「日本府県財政に関する『三部経済制』の形成・確立(1)(2)—神奈川県の場合を中心に—」『神奈川県史研究』第43号、1981年1月、第44号、1981年3月、などがあ  
る。また、一部ふれたものでは、藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1949年。安藤春夫『封建財政の崩壊過程』酒井書店、1942年。山崎隆三「明治初期政権の階級的基礎—県・郡段階における都市部議員の動向—」『地域史研究—尼崎市史研究紀要—』第3巻第3号、1974年を参照。その他、都道府県史・市史関係では、『神奈川県史』通史編六、近現代(三)、1981年。『広島市議会史』大正・昭和(戦前編)、1988年。「東京都財政史」(上巻)1968年、『神戸市会史』明治編、1972年、また、この他に、行政文書として三部経済制について書かれたものも幾つかある。地方自治庁行政課『三部経済制についての調』、東京市役所『東京府三部経済制ニ関スル調査』1932年2月。太田剛太郎『兵庫県三部経済制度廃止促進運動記録』、兵庫県町村会、1941、などが知られる。なお、兵庫県・神戸市については、小泉和重「三部経済制に関する研究—兵庫県の事例を中心に—」岡山大学大学院経済学研究科修士論文(未発表)、1990年3月、もあることを付記しておく。

る三部経済制導入への論調，とりわけ「広島県郡区経済分離論」などの主張の検討を通じ，広島区における三部制への移行期の特質を解明しておくこと，などである。

すでに知られている通り，第2次世界大戦を通じ世界最初に原爆の被害を受けた広島市は，戦後急速な復興と都市建設を行った。1980（昭和55）年4月1日，全国第10番目の政令指定都市となり，地方自治法第252条の19の規定による移譲事務等行政事務の配分，行政監督，行政組織，行政事務処理及び財政上の取扱い等について岡山市などのような一般都市と異なった特例が適用されることとなっている。今日，国際平和文化都市をめざし「第3次広島市基本計画」（1989～2000）を推進する政令指定都市との同市形成の歴史的沿革の中に，明治地方自治制成立期における同市の三部経済制施行をめぐる歴史的試練と経験が宿されていたというべきであろう。なお，本論文は，昨年発刊の『広島市議会史』総論・明治論（1990年3月刊）の編集執筆に筆者が参加し，そこで資料収集を行い得たことから実現できたものである。本論文は，その多くを同市議会史<sup>(4)</sup>並びにその後執筆の広島市公文書館『紀要』第14号掲載の論文<sup>(5)</sup>及び同誌掲載の資料等<sup>(6)</sup>に負っており，広島市議会事務局並びに広島市公文書館の関係職員の方々に厚くお礼を述べて本論文のはしがきとしたい。

---

(3) 戦後広島市の政令都市化をめぐることは，例えば，広島市「政令指定都市への歩み」1963年4月刊，ほかを参照。三部経済制の展開過程は，都市行財政自治権獲得への歴史的試練と経験でもある。

(4) 『広島市議会史』総説・明治編，1990年，Ⅱ 明治編，第1部市制成立前史，参照。

(5) 坂本忠次「広島区における三部経済制の成立過程——明治期広島市の行財政制度変遷の一特徴——」広島市公文書館『紀要』第14号，1991年3月，所収。

(6) この資料は，高力美由紀氏（当時同公文書館嘱託）に，主として呉市立図書館所蔵の新聞等三部経済制の資料収集を担当していただいたものである。

## 1 初期広島県会における、三部経済制への志向

まず、わが国三部経済制の沿革から見ておこう。その直接の発端は、三新法体制下の1879（明治12）年1月21日帝国の首都東京府会で議決された「郡区地方税分離条例」にはじまっている。ここでは、郡（農村部）区（都市部）で課税方法が同一ならば税負担の不均衡をきたすといった問題や、帝国の首都建設に対する農村部の過重負担の不当性が訴えられていた<sup>(7)</sup>。この動きは、大阪府をはじめ他の四府県でも第1回府県会から見られており、その後神奈川県をはじめ大都市を包含する府県から三部経済制の施行を要請する動きがあって、1880（明治13）年5月27日の太政官布告第26号により「区ノ地方税ニ係ル経費ハ府県会ノ決議ヲ経テ府知事県令ヨリ内務卿ニ見状シ其ノ裁定ヲ得テ郡ノ経費トコレヲ分別スルコトヲ得」<sup>(8)</sup>という地方税規則への追加規定が設けられ、制度上三部経済制が認められることとなったのである。1881（明治14）年2月14日の太政官布告第8号では、三府と神奈川県で、三部経済制の施行が認められると共に、区郡部会規則が定められ、また運営規則が法制化された。

そうして、1881年の太政官布告第20号により、布告第8号第1条に「三府神奈川県ノ外区制ヲ設ケタル諸県ニ於テハ政府ノ裁可ヲ経テ此規則ヲ施行スルコトヲ得」<sup>(9)</sup>とする但書が加わり、三部経済制の施行府県の拡大が事実上容認されたのであった。1881年4月に兵庫県、8月に愛知県、そうして1888（明治21）年に広島県（区）が、それぞれ太政官布告第20号の採用を行い、三部経済制へと移行して行ったのである。

広島県（区）のこの制度の導入は、3府4県（東京府、大阪府、京都府、神奈川県、愛知県、兵庫県、広島県）の中では、最も遅かった。しかし、既

(7) 東京市政調査会『帝都の制度に関する調査資料』1923年、327ページ。

(8) 『府県制度資料』（財政編）、1941年、76ページ。

(9) 同上資料。

にそれ以前の明治10年代からいくつかの動きが見られていたのであり、まず、この点から述べておくことにしよう。

広島県内での三部経済制施行への動きは、1881年、太政官布告第8号第1条の但書が出た時期に、広島区各町村連合会による請願としてあらわれていた。区部が当時三部経済制を他の大都市府県にならって指向していた事情についてくわしいことは明らかではないが、広島県会においても区一郡間の租税負担をめぐる利害の対立があったと思われ、これは、瀬戸内山陽地域において広島区の都市化——町方の発達——が近世以来相対的には早かったことを示すものであったとも言えよう<sup>(10)</sup>。

この点は、1879（明治12）年から1882（明治15）年の広島県会における予算審議の過程において明らかとなる。これを見ると例えば、第1に、農村部の営業者（主として小営業者）が、都市部（＝区部）の営業者（＝商工業者）に対し課税強化を要望した建議が見られることである。1879（明治12）年6月13日、広島県会議長石井英太郎は、県会内の動向を受けて「営業税雑種税ノ制限ヲ廃シ県会ノ決議ヲ以テ税額ヲ定ムルコト」<sup>(11)</sup>との建議を内務卿伊藤博文に提出している。その中身は、「広島福山等ノ繁華ノ地ニ在リ巨多ノ利ヲ占ムルモ極点拾五円ノ税ナリ山村僻邑地等ノ閑寂ノ地ニ在リテ僅少ノ利ヲ得ルモ亦拾五円ノ税ナリ彼此参考対照セハ実ニ権衡当ヲ得サルノ甚シ〔中略〕地方ノ実況ト事業ノ盛否トヲ量リ自今右税額ノ決議ハ県会ニ委セラレンコトヲ」<sup>(12)</sup>というものであった。

当初の地方税課税、つまり、3新法体制下の地方税規則に基づく県税課税においては、外形課税に基づく営業税は、農村部の小営業者には逆進的であ

(10) この点については、平成3年（1991）刊行の『広島市議会史』通史編、市制成立前史を参照されたい。近世以来広島城下町は、太田川下流の新開部を含め、急速な人口の増加、商業の発展による町人町と町「自治」の形成をもたらしている。しかし、その区域は、郡部に比べると比較的「狭小」であった。

(11) (12) 『広島県史』近代現代資料編Ⅰ、昭和48年、512ページ（原資料は『広島県会沿革誌』上巻）。

るが、都市部の営業者には相対的に優遇されることになり、これを是正することを求める建議だったのである。同様の建議は、1881年7月25日にも再び出されている。<sup>(13)</sup>しかし、区部の1戸当たりの営業税負担も現実には重く、

表1 1879(明治12)年度歳入予算の修正動向

(単位 円, %)

| 費目     | 予算決議    | 予算原案    | 増減率    |
|--------|---------|---------|--------|
| 地租     | 196,571 | 196,571 | 0      |
| 営業雑種税  | 40,740  | 36,578  | 11.4   |
| 戸数割    | 111,423 | 129,043 | △13.7  |
| 翌年度繰越金 | -       | 94      | △100.0 |
| 合計     | 348,734 | 362,286 | △3.7   |

注1) 『広島県議会史』第1巻 1959年, 122ページによる。

2) △印は削減率。原表の数値と対比し、数値にも不整合があり修正を行った。

表2 1880(明治13)年度歳入予算の修正動向

(単位 円, %)

| 費目        | 予算決議    | 予算原案    | 増減率   |
|-----------|---------|---------|-------|
| 地租        | 251,877 | 251,877 | 0     |
| 営業税       | 20,138  | 20,206  | △0.3  |
| 雑種税       | 20,698  | 21,506  | △3.8  |
| 漁業税       | 6,622   | 5,745   | △15.3 |
| 雑収入       | 12,595  | 12,595  | 0     |
| 11年度支払残越高 | 5,285   | 5,285   | 0     |
| 年度終追納     | 48,808  | 48,808  | 0     |
| 戸数割       | 26,517  | 31,821  | △16.2 |
| 14年度繰替    | 1       | 30      | △96.7 |
| 合計        | 392,541 | 397,873 | △1.3  |

注1) 『広島県議会史』, 第1巻, 484ページによる。

2) △印は削減率。表1と同じく数値の若干の訂正を行った。

(13) 同上資料。

表3 1881(明治14)年度歳入予算の修正動向

(単位 円, %)

| 費目        | 予算決議    | 予算原案    | 増減率   |
|-----------|---------|---------|-------|
| 地 租       | 355,769 | 369,646 | △3.8  |
| 営 業 税     | 23,215  | 22,550  | 2.9   |
| 雑 種 税     | 26,371  | 22,233  | 18.6  |
| 捕 魚 採 藻 税 | 6,622   | 6,622   | 0     |
| 雑 収 入     | 68,441  | 58,504  | 17.0  |
| 12年度支払残越高 | 12,713  | 12,713  | 0     |
| 年 度 後 追 納 | 3,064   | 3,064   | 0     |
| 戸 数 割     | 32,367  | 41,818  | △22.6 |
| 合 計       | 518,562 | 537,141 | △ 3.5 |

注1) 『広島県議会史』, 第1巻, 551ページによる。

2) △印は削減率。合計にはその他を含む。

表4 1882(明治15)年度歳入予算の修正動向

(単位 円, %)

| 費目        | 予算決議    | 予算原案    | 増減率   |
|-----------|---------|---------|-------|
| 地 租       | 300,165 | 368,846 | △18.6 |
| 営 業 税     | 60,976  | 40,355  | 51.1  |
| 雑 種 税     | 27,730  | 24,282  | 14.2  |
| 戸 数 割     | 29,839  | 33,812  | △11.8 |
| 国 庫 下 渡 金 | 17,706  | 19,876  | △10.9 |
| 寄 付 金     | 2,250   | 2,250   | 0     |
| 雑 収 入     | 117,040 | 115,948 | 0.9   |
| 合 計       | 555,706 | 606,370 | △ 8.4 |

注1) 『広島県議会史』, 第1巻, 622ページによる。

2) △印は削減率。合計にはその他を含む。

このため、区部議員の側からも、区部・郡部間の税制分離を行うことが合理的であり上記の矛盾の解決に役立つと見られるに至ったと思われる。

これを、1879年度以降の広島県会の歳入予算の審議とその予算の修正動向から見ておこう。

表5 1883(明治16)年度歳入予算の修正動向

(単位 円, %)

| 費目        | 予算決議    | 予算原案    | 増減率   |
|-----------|---------|---------|-------|
| 地租        | 285,376 | 318,500 | △10.4 |
| 営業税       | 60,976  | 60,976  | 0     |
| 雑種税       | 27,799  | 26,719  | 4.0   |
| 戸数割       | 29,158  | 38,877  | △25.0 |
| 雑収入       | 57,912  | 65,226  | △11.2 |
| 前々年度より繰越金 | 4,159   | 4,159   | 0     |
| 国庫下渡金     | 17,898  | 18,793  | △4.8  |
| 合計        | 483,278 | 533,250 | △9.4  |

注1) 『広島県議会史』, 第1巻, 714~716ページによる。

2) △印は削減率。

表1~5は、1879(明治12)年度~1883(明治16)年度について、広島県歳入予算の県会での修正動向を見たものである。県当局の作成した予算原案と県会で採択した予算決議との関係について、1879年度から83年度までの歳入予算の特徴として言えることは、初期県会においては、当時の自由民権・民力休養への輿論をも反映し、地主出身議員にとって重課となっていた地租割、戸数割等の削減が重要な議題となっていたことであった。県会の予算審議においては、全般的に地租割、戸数割は、予算原案に対して削減される傾向にあり、営業税、雑種税は増額される傾向が見られた。1879年度でいえば(表1参照)、地租割は、予算原案196,571円に対し予算決議では196,571円と原案と変わらないが、戸数割は原案129,043円が決議では111,423円で、17,620円が削減され、原案に対する減額率は13.7%となっている。これに反して、営業雑種税は原案36,578円に対し、決議では40,740円となり、原案に対し11.4%の増額がはかられている。この傾向は1880年度では見られないものの(表2参照)、81年度では(表3参照)、地租の削減率は3.8%、戸数割の削減率は22.6%、営業税の増加率は2.9%、雑種税の増加率は18.6%となっている。また、82年度では(表4参照)、この傾向が一層顕著となり、地租の



削減率は18.6%，戸数割の削減率は11.8%に対し，営業税の増額率は，51.1%，雑種税の増額率は14.2%となり，翌83年度でも地租，戸数割の減額が行われている（表5参照）。

第2に，この点は，明治初期資本の原始的蓄積期（原蓄期），つまり明治富国強兵政策下の農民の租税負担の構造にも一般的背景となつてあらわれていたとみられる。つまり，地租（国税と地租割つまり地租府県付加税・区町村付加税）と戸数割（府県税で区町村付加税）は，主として農村の地主層・農民の支払う租税であり，富国強兵政策を反映して当初から重かつた。これに対して，営業税・雑種税（府県税で区町村付加税）は主として都市部の商工業者，小営業者，雑業層が払う税であつた。甲斐英男氏（故人）が指摘されたように，当時の広島県会において，「地租割・戸数割の圧倒的部分を負担する農民と主として営業税・雑種税を負担する商工業者との間の不公平」<sup>(14)</sup>を生み出し「県会の内部に地域的な利害関係に基づく対立をひきおこした」<sup>(15)</sup>ことは，当然だつたとも考えられる。これは，わが国原蓄期以来の農村に重く都市に軽い租税負担構造の特質をなしていたのであり，都市・農村の利害対立を生み出す一般的背景となつていたのであつた。

こういった農村部から都市部への負担転嫁問題は何も広島区のみの問題ではなく，一府県内に都市と農村部といった異なつた租税構造を持つた府県——京都府・神奈川県・兵庫県——でも同様な問題が見られ，いずれの府県でもこのことが三部経済制導入を提案させる一つの背景となつていたのである。

第3に，歳出面からのきっかけについて見ると，明治10年代つまり1880年前後の広島県会内における予算の修正過程にも，区郡間の利害の対立が見られていた。これは，広島県が広島区を中心とした旧広島領と福山領——旧小

(14) (15) 甲斐英男『明治地方自治制の成立——広島県の事例をととして——』広島女子大学地域研究叢書Ⅱ，1981年，96ページ。

田県のうち岡山県に合併した地域をのぞく——との合併によるものであり、地域的には安芸地方と備後地方との地域的利害の相違が認められたことにも遠因があったといえるだろう。そうして、1881年以降の地方政党活動の中で、芸陽自由党に対抗して芸備立憲改進黨の活動が活発化しており、1883（明治16）年6月の広島県会議員現員57名中の24名が改進黨系の議員であった<sup>(16)</sup>。自由民権運動期県予算の歳出面での減額修正は、土木費、郡区役所費、勸業費、監獄費などに及んでいた。この背景には、区部と郡部の議員の県会内での意見の対立に加えて、先に述べた地域的な対立——広島区などを中心とした安芸に対する備後の郷党意識の対立——などがあったといえよう。

このような1882、83年までの広島県の「県会の状況」については、当時の『地方巡察使復命書』には、「総テ経費減額ヲ主義トスルハ即今議會ノ弊習ニシテ理事者ノ計画スル所多クハ水泡ニ帰シ……」<sup>(17)</sup>という風に記している。これらは、一面で当時の自由民権の政党運動とも関連するものだが、一方、安芸と芸備地方との地域的な利害の対立を示唆するものでは、例えば、当時芸備立憲改進黨の党勢拡大のため東京から招かれた島田三郎が、大隅重信・河野敏兼あての書簡の後半で、「元来広島県は旧広島領と福山領とを合併いたし候之故にや動もすれば安芸備後の間軋轢之勢有レ之候よし……」<sup>(18)</sup>と記していることにも示されていたのである。

## 2 宇品築港と区・郡間の経費負担問題

三部経済制を広島区・郡部に施行させる直接的なきっかけとなったものが、宇品築港問題であったことは、周知のところである。これは、区・郡間の経費負担をめぐる利害対立を決定的にする契機となるものであった。瀬戸

(16) 甲斐，前掲書，91ページ。

(17) 『明治15年・明治16年地方巡察使復命書』昭和55年，上巻，198ページ。

(18) 甲斐，前掲書，90ページ。

内海航路の重要港として意義を持っていた宇品港の築港は、同時に広島県・広島区における流通の拠点としての意義を持ち、明治初期の殖産興業政策の一環としてきわめて重要な公共事業となったのである<sup>(19)</sup>。この築港は、明治13年(1880)千田貞暁を広島県令に迎えた時期から始まっている。しかし、問題の発端と背景は、この築港事業の便益が1人広島区のみのものであり、その他の郡部での利益は薄いもので郡部側からすれば、宇品築港の経費を県税でもってまかなうことに反対し、忌避を表明したことにあつたと思われることである。

まず、当初の計画予算では180,000円にものぼる大工事であり、各方面からの反対の声も根強かった。築港費用の一部に士族授産資金が流用されることに對する士族側からの反対もあつたが、築港埋立事業によって広大な漁場・養殖場を失い生計の道を奪われる漁民(仁保村大河地区ほか)、築成された新開そのものの灌漑用水に困難があるという理由での農民代表(広島区皆実村・東新開)の反対も大きかった。

工事費の問題は、新工法の採用によって削減される見通しもできたが、築港への反対運動は、県令が17年1月17日、区内の有志百数十名を召集し起工の賛否を問ひ、満場の賛成を得た日から激しくなつた。そこで千田知事は、宇品港の築港の必要性和その公共性を様々な方法、手段を用いて説得してまわつた。「安芸門徒」とされる浄土眞宗信者の檀那寺にまで説得活動を依頼した<sup>(20)</sup>。

一方、広島区の住民の多くは、この築港に、大いに期待をよせ、賛意を示した。広島区長栗原幹は、明治17年2月7日～9日の3日間、区内の有志者500余名を、下中町妙慶院に召集して長文の意見書を發表し、「余ハ益々宇品築港ハ区民ニ欠クベカラザルノ事業ニシテ而シテ起業の機今マ已ニ熟セル事

(19) 宇品築港については、福岡章甫稿「宇品築港一斑」『千田知事と宇品港』昭和15年、所収、『新修広島市史』第2巻、政治史編、昭和30年、などを参照。

(20) 前掲、『千田知事と宇品港』506～507ページ。

ヲ信ズ、希クハ諸氏我が広島区ノ広島タルハ今日ノ一挙ニアルヲ看察シ奮励努力アランコトヲ」<sup>(21)</sup>と述べたのである。

このようにして、宇品港の着工へと進むが、財源調達は、きわめて困難であった。折しも陰陽連絡の県道三路線の改修が立案され、3カ年継続事業で24万円余の巨額にのぼっていたことにも原因があった。そこで、宇品築港費は、これを地方有志の寄付によることとし、地方税賦課の方法を取らなかったが、この背景には、先にも述べた通り港湾開発の費用負担をめぐる都市（＝区民）、農村（＝郡部町村民）の利害の対立が大きく横たわっていたのである。

表6 宇品築港費の決算表

| 名 称              | 寄 附 金      | 区 費       | 托 委 金       | 国庫補助金      | 計           |
|------------------|------------|-----------|-------------|------------|-------------|
|                  | 円          | 円         | 円           | 円          | 円           |
| 築港及ビ新開築調         | 23,047,530 | 3,808,800 | 70,343,114  |            | 97,199,544  |
| 道 路 橋 梁          | 5,042,030  |           | 13,831,097  | 8,666,666  | 27,539,793  |
| 工 場 築 造          |            |           | 5,333,636   | 2,666,666  | 8,000,302   |
| 海岸宅地理立地其他石階築造    |            |           | 52,558,298  | 26,794,335 | 79,352,633  |
| 被 <sup>ノ</sup> 害 |            |           | 27,964,897  | 19,775,333 | 47,740,230  |
| 堤 防 増 築          |            |           | 2,925,040   | 1,462,000  | 4,387,040   |
| 棧 橋              |            |           | 35,000,000  |            | 35,000,000  |
| 樋 守 屋 新 築        |            |           | 923,196     |            | 923,196     |
| 計                | 28,089,560 | 3,808,800 | 208,879,378 | 59,365,000 | 300,142,738 |
| 構 成 比            | 9.3%       | 1.3%      | 69.6%       | 19.8%      | 100.0%      |

注)『千田知事と宇品港』昭和15年、161ページによる。

いま、宇品築港費の決算表を見ると（表6）、総額300,142円73銭8厘のうち、国庫補助金が59,365円（19.8%）で約2割、托委金が208,879円37銭8厘（69.6%）と最も大きくなっている。ほかに寄付金が28,089円56銭（9.3%）、区費は僅かに3,808円80銭（1.3%）と1%余を占めるに過ぎなかったところに特徴がある<sup>(22)</sup>。

(21)『新修広島市史』第2巻、政治史編、505ページ。

つまり、千田県令の方針は、これを広島区の利害にとどめず、県全体の公共的利益、さらには国家的利益として、その負担も区民はもちろん「課税により県民に塗炭の苦を与ふるに忍びず」<sup>(23)</sup>としたことにあった。まず築港費財源の主要部分は托委金だったことである。これは、財源捻出のため士族授産金から繰り換えて支払ったものである。つづいて国庫補助金であるが、国庫補助の申請を内務大臣山県有朋宛3度にもわたって行ったが、その申請書類には、「此事業ハ……管ニ区々タル一地方ノ事ニアラズシテ此隣諸州ニ渉ル物資ノ交通旅客ノ往来ニ利益ヲ与フルノミナラズ広ク全国一般ノ兵務ニ取テモ、一大便益トナル事業」<sup>(24)</sup>とその意義を記してあった。これは、一時期大本営所在地ともなる広島市の軍都形成にとっての大きな意義、その山陰山陽の陸路・瀬戸内航路といった交通旅客、物資輸送上の拠点としての意義にもふれたものであろうか。

築港工事は、「暴風激浪ニ遭遇シ」被害が甚大だったこと、また「近傍呉港ニハ第二海軍区鎮守府ノ工事江田湾ニハ海軍兵学校ノ工事ニ着手アリテ諸物価職工人夫賃ハ非常ニ騰貴シ」<sup>(25)</sup>など諸般の事情もあって、当初予算見積を大幅に上まわる30万円の費用を要したのであった。しかし、補助金以外には、県庁、警察署、郡役所（豊田郡、加茂郡ほか）吏員俸給からの寄付によっており、区費の持ち出しがきわめて少なかったことに大きな特徴があった。

5年3カ月の歳月と当初見積の3倍もの巨費を要した宇品築港事業は、1889（明治22年）11月完成し、1890年4月21日落成式を行った。しかし、千田知事は、「工事ニ厳密ヲ欠」くものとして、年俸12分の1の罰俸処分を受けたのみならず完成を見ずして新潟県へ転任した。当時において、2度にわた

(22) 前掲、『千田知事と宇品港』161ページ。

(23) 同上、160ページ。

(24) 同上、196-197ページ。『新修広島市史』第2巻、516ページ。

(25) 同上、208-209ページ。『新修広島市史』第2巻、517ページ。

る補助金申請はまさに「例外」中の「例外」であったのであろう。

また、その後、県財政への圧迫により、その経費支弁のため、港湾土地を売却処分することとなり、うち広島区は、13町3反22歩の土地を引き受けこれを民有地とすることでひとまずこの問題は解決したのであった。これは、県会内における郡部議員の要求によって区会が地方税（県税）ではなく区費負担によってこれを行うことを決めたことを意味していた<sup>(26)</sup>。また、この購入代金8万円は、広島区会議員の要求をいれて公借金（公債）によるものとし、千田知事の斡旋によって三井銀行から「六分半の利子……返弁ノ年限十箇年」で借り入れた。しかし、この公借金は、市制施行時に広島市に引き継がれ、成立早々の広島市の財政を圧迫することになったのである<sup>(27)</sup>。

以上みたように、築港事業のもたらす利害をめぐる広島区と郡部農・漁村との対抗は、広島県への三部経済制導入への直接的なきっかけとなるのであるが、この点について、元県会議員の玉木徳一郎氏は昭和15年府県制発布記念に議会関係者が集まり懐古を行った時に、次のような三部経済制に関する懐古談を行っている。即ち、

三部制が初めて云われましたのは大体築港問題が動機となったのであります。宇品の築港をするに就いて25万円、30万円の費用がかかる。それを県下一般をしてこれを負担させようという議論であった。それに対して郡部の人は、広島市を賑やかにするのに郡部が負担する訳はない。市の為に県全体がそういう負担を背負う訳はないというので反対をした。此の種々の経緯がありますが、結局広島市は広島市だけでやる、広島市で宇品の築港をされたのであります。市で負担するという事になって、それからまあ三部制という事になりました。その時は広島市あたりは戸数、人戸も少ないし、三部制なんか布くどころでなかったらしい。それで宇品の築港に要する費用であります、広島県と

(26) この事例からみても、宇品築港をめぐる区・郡議員間の利害対立は大きく、県会内で圧倒的比重を占める郡部議員からの要求の強さを示していた。

(27) 『新修広島市史』第2巻、政治史編、522ページ。

しましては、その費用を地方税賦課として徴収すると云う様な事は難しい。それはまあ負担を賦課して徴収することは出来ることは出来るのでありますけれども、当時県全般に亘って道路改修とか、色々多額の課税によって疲弊しておったので、そういう方法とはらん事になった。それでまあ有志の寄付を頼もうということになって、全市挙って寄付をすることになった<sup>(28)</sup>。

この述懐に見られる通り、市の為に郡部や県全体が負担を背負う必要がないというのが反対理由の1つだったのであろう。述懐にも見られる通り、広島区は当時戸数、人口もなお少なく三部制を独自に布くに至らなかったことが述べられている。そこで、千田知事はその公共性と必要性について大いに説得してまわるところとなった。しかし、このために地方税賦課を増額することもできず有志の寄付を仰ぐことで終わったのである。

### 3 郡区経済分離論の動向 ——『芸備日報』などにみる——

以上のような経緯をへる中で、1887（明治20）年11月19日、臨時広島県会において、千田知事は「明治14年第8号布告ニ依り本県ニ区部会郡部会ノ制ヲ施行セントス」の諮問を行い、三部経済制施行の具体的な議論が進められるところとなった。

この前後、当時の広島県内の新聞などを中心に三部経済制支持の論調が見られ、導入期における広島県会、区会内等の論議の動向が判明する。次にこれについて紹介し分析しておこう。この史料については、『芸備日報』1887（明治20）年11月15日、16日、17日の「社説」、『芸備日報』1887年11月～12月にかけての論説等である。これらの郡区分離論→三部経済制への移行論

---

(28) 『広島県議会史』第1巻、975ページ。

の主張をまとめてみると、

第1に、区・郡の性質の相違からその分離が望ましいとしているものである。この場合、郡区の性質として、「郡は散在せる数多の村落より成り、区は集合せる数多の市街より成る」<sup>(29)</sup> こと、「郡ハ山間あり僻陬あり概して往来交通に不便にして人煙稀少なり……区は否らす四通八達人の交通に至便なるのみならず或は管轄数県に亘るの官庁あり或は内外に取引するの商社あり……」<sup>(30)</sup> また、「郡は農業区にして農民を包括するものなり区は商業区にして商人を集合するものなり」<sup>(31)</sup> など両者の性質の相違を述べている。

第2に、区・郡間が事情を異にすることを分離の理由にあげている。即ち一部郡民は、家屋・土地を所有している者が多く所得格差も少ない。このため戸数割課税の施行に問題は少ない。また、居住地の移転も少ないため、徴収費も少なくできたのである。これに対し「区民は郡民と違ひ貧富の等差甚しき懸隔あり且つ豪富者の多き代わりに亦た赤貧者多ほし赤貧者多きときハ戸別割の負担に堪へざるや知るへし」<sup>(32)</sup> として、区は所得格差が大きく、貧困層には戸数割が重くなり「不平均」となるので、「今之を分離して、各別の経済とするに於てハ区郡会規則に於て区ハ家屋税に改ることを得以て両者の満足を得るに至らん」<sup>(33)</sup> としている。つまり、区郡間の課税事情の違いを、三部経済制を導入し、区では戸数割の代わりに家屋税を賦課することで解決しようとしたのであった。

第3に、区郡の経費構造の違いが述べられている。区の経費の中心は悪疫予防費、警察費、土木費であるが、郡部は「農業区にして殖産の事は最も必要とする所なり稲作改良と云ふ桑園開設と云ふ此等の類猶ほ多からん此等孰れも郡民の欲する所なり然れとも区民ハ此等の費途に向て地方税を多く出すを願はざるならん」<sup>(34)</sup> と述べている。このため、区の病院建設は、郡民に受

(29) (30) (31) 「広島県郡区経済分離論」上『芸備日報』1887（明治20）年11月15日。

(32) (33) 同上、中、『芸備日報』1887年11月16日。



益を及ぼすところではないとして県税で病院建設をする必要がないという意見が出たりして区郡間の利害が対立、区の社会資本整備の上でも障害ともなっていたのである。

表7 区郡の支出と収入 (単位：円，未満四捨五入)

| 年 度          | 郡部支出    | 区部支出   | 郡部収入    | 区部収入   |
|--------------|---------|--------|---------|--------|
| 1884 (明治17)  | 467,943 | 50,556 | 470,249 | 48,310 |
| 1885 ( " 18) | 555,082 | 57,406 | 560,742 | 58,018 |
| 1886 ( " 19) | 619,400 | 74,940 | 647,834 | 58,369 |
| 1887 ( " 20) | 492,001 | 60,711 | 497,611 | 55,100 |
| 4年平均         | 533,606 | 60,903 | 544,109 | 54,950 |

注)『芸備日報』1887 (明治20)年11月17日により作成。

第4に、区郡間の歳出 (支出)、歳入の相違については、表7にみる通り、明治17~20年度の4年平均で区部収入が郡部 (22郡) 収入の10分の1強に対し、区部支出は郡部支出の9分の1弱となっている。区部支出の割合が相対的に多く区の支出の不足分を郡から補助していることになるが、その差異は驚く程のものではなく、また、区郡分離後区の経費のうち区部会議諸費の増加等が見られるが恐れるには足りない。「己が費用を以て己を保つは自治の民の好んで為す所なり」<sup>(35)</sup>として、区部民の負担が負えたとしても、広島区の都市整備のための経費——病院、ガス、電気、水道の設備経費——の負担であるので止むを得ないものとして、三部経済制の導入を支持したのである。

第5に、県会内の区郡間の議員数の格差が多過ぎる現状があり、区部会議員の数の増加が主張された。三部経済制施行以前の広島県会議員の定数は61名で、その内広島区選出の議員数はわずかに4名であった。『芸備日報』はこの議員定数問題を取り上げ、「仮令ひ郡区経済を分離すと雖も郡区両郡よ

(34) (35) 同上，下、『芸備日報』，1887年11月17日。

り出る議員の數に於て多少の差あるときは未だ其効果を期し難きなり是れ一方其多數を出すものに制せられ少數を出すものゝ不利益に歸すれハなり然らハ区郡兩部の議員ハ各々同數たらさるへからさるや知るへし今、本県に於ける既に郡区經濟分離をなし各個獨立をするを可とするに於てハ区部は更に一步を進み郡部と議員の數を同じくせんことを望ますんハあらず」<sup>(36)</sup>と論じている。

「早晚広島区にして各郡と分離するに至て郡部57名なるものなれば区部も亦た57名に定めんことを望むものなり」<sup>(37)</sup>としている。ただし、その場合、議員數の増加は「議員旅費日當金」<sup>(38)</sup>の増加となるのでこれを抑制する方法を考えるべきことを述べている。つまり、「郡区議員にハ日當金を給せず弁當料として1日3拾錢以上5拾錢以下を給すれば十分」<sup>(39)</sup>だというのである。

その他、区部經濟の獨立と三部經濟制への移行について、広島区民に檄をとばしたとみられる論說、論評が、同年11月から12月にかけて見られている。例えば、「区民は殊に郡区經濟分離を望まざるへからず」<sup>(40)</sup>「広島区民今日の急務」<sup>(41)</sup>（正、続）などと題するものである。この内特に後者は2回にわたって掲載されており、郡区分離について広島区民が自覺を高め、区部議員の増加——郡部議員と同數にする——とあわせ、区部經濟の分離獨立を促すことを中身とした論說であったことが分かる。

#### 4 三部經濟制の成立と広島市（区）行財政の変貌

以上の経過をへて、三部經濟制は、広島県でも1888（明治21）年1月5日、三部制施行の3府4県の中では最後に施行を見た。1月7日広島県会の

(36) (37) (38) (39) 「区部會議員の數」『芸備日報』1887年12月9日。

(40) 『芸備日報』明治20年11月22日。

(41) 同上，1887年12月19日，20日。

臨時会が開催され、議員定数が改正された。1月14日の県会告示により、区部議員は20名に増員され、これにより県会内の郡部議員、区部議員の比率は57対20となり、区部の政治的な発言権は形式的には大きく拡大した。三部経済制施行以前の広島県会議員の定数は61名（府県会規則第10条による）でそのうち広島区選出の議員数はわずか4名であり、他の57名が郡部議員と郡部議員の圧倒的な多さからすれば、区部議員の発言権の拡大にとってかなりの成果だったといえる。三部経済制成立後は2～3月にかけて臨時県会、区部会、郡部会、県会における区部会・郡部会ととの併合会などいくつかの会議が行われて行った。そうして、このような区部会、郡部会などの諸会合を通じて区部議員の発言権は実質的にも高まって行った。4月1日より、県税の付加税である区部地方税戸数割を、東京市など他の大都市と同様家屋税に改めることが決められ、ここに広島区の税制の都市的性格が明確となって行った<sup>(42)</sup>。

#### (1) 区部・郡部間の経費分担関係の変化と調整問題

広島県での三部経済制の施行は、都市（区部）・農村（郡部）間の経費分担関係の変化とこれにともなう両者間の調整問題を引き起こした。まず、区部・郡部の経費の分担関係の変化について見よう。三部経済制の導入は言うまでもなく、県がこれまで統一的に行ってきた事務を区・郡の受益に応じて事務分担し、区郡の共通の事務は連帯部を設け処理するものである。つまり、区の行政事務に関連する経費は区で負担し、郡に関係するものは郡で負担し、区郡の共通の経費は連帯部で負担するのである。その場合、区の負担、郡の負担を決めるのは、区部会、郡部会であり、連帯部の経費負担を決めるのは県会とされた。

---

(42) 家屋税も戸数割も同じく毎戸現住者の家屋に課されるが、居住者の移転の多い都市部にはより適した税であった。この点についてくわしくは、拙著『日本における地方行政の展開』御茶の水書房、1989年、132ページ参照。

しかし、その後、1899（明治32）年の府県制・郡制の改正期に3府のほか、4県（神奈川、兵庫、愛知、広島）が三部制の適用都市所在の県として正式に指定（内務省令第25号）されてこの制度が整備確立してゆくまでには、なおいくつかの曲折と形成期の苦悩があった。

表8 区・郡連帯費用の負担割合（1888年度）

| 科 目         | 内 訳                    | 負 担 割 合                              |
|-------------|------------------------|--------------------------------------|
| 警 察 費       | 広島水上警察署・分署諸費<br>その他    | 区30%・郡70%<br>区・郡の戸数による按分             |
| 警察庁舎建築修繕費   | 広島水上警察署・分署建築修繕費<br>その他 | 区30%・郡70%<br>区・郡の戸数による按分             |
| 土 木 費       | 測量器械費<br>区郡接続の橋梁費      | 〃<br>区50%：郡50%                       |
| 県 会 議 諸 費   |                        | 半額は議員定数比による按分，半額は連帯経費負担額比による按分       |
| 衛 生 及 病 院 費 |                        | 区・郡の戸数比による按分                         |
| 教 育 費       |                        | 〃                                    |
| 諸達書及揭示諸費    |                        | 〃                                    |
| 勸 業 費       | 桑園開設補助費<br>その他         | 半額は耕地反別比，半額は戸数比による按分<br>区・郡の戸数比による按分 |
| 地方税取扱諸費     |                        | 連帯経費負担額比による按分                        |
| 県庁舎建築修繕費    |                        | 区・郡の戸数比による按分                         |
| 県 監 獄 費     |                        | 〃                                    |
| 県監獄建築修繕費    |                        | 〃                                    |
| 国庫借入金返納金    |                        | 〃                                    |
| 予 備 費       |                        | 連帯経費負担額比による按分                        |

注）原典は、『広島県会沿革誌』中巻。甲斐英男『明治地方自治制の成立』106ページより引用。

例えば、1888（明治21）年度地方税区郡負担割合のうち警察費、衛生及病院費、教育費、勸業費、県監獄費のほかは区郡部の戸数を目安として割合負担するものとされていた（表8参照）。これに対し衛生費のうち例えば伝染病予防費については、コレラが発生し蔓延したのは広島区であるが、伝染病は、伝染的性格を持ち発生地のみとその負担をまかすべきでないとして区部

議員が反対した。しかし、議会内での勢力は、57対20と郡部議員が多数のため容れられず区部議員が欠席戦術をとるなどして議事空転が見られたが、結局可決された<sup>(43)</sup>。

そうして、この時の区郡負担割合は次年度にも引き継がれたが、1889（明治22）年度には、衛生及病院費中広島病院費が区6分5厘、郡3分5厘の負担割合、広島区駆籠院費検徴費のように区が9分、郡が1分の負担割合のものもあらわれた<sup>(44)</sup>。

このようにして、都市的経費の区部での負担が戸数をベースとしつつ年々事実上増大する傾向がみられ、いわば「区部の損亡」<sup>(45)</sup>の実態へと進んだのである。

## (2) 税収構造の変化

つぎに、以上のような経費負担の変化のもとでの税収構造の変化についてみておこう。これを示すくわしい資料は入手が困難であるが、まず表8は広島区（市）域内における国税・県税・区（市）税の税収の構成比の推移について見たものであるが、三部経済制以前には、区税の比重は1883～87（明治16～20）年度平均16.1%であり、変動が激しく不安定であった。その後1888（21）年度の9.0%を別にすれば1888～92年度まではほぼ10%台と安定しているが、その構成比を若干低下させている。この間、県税が20%台（ただし1891年度以降10%台に低下）に上昇し、国税も60%（91年度の70%を別にして）に拡大している。これは三部経済制が形成期に区（市）財政においては不安定な形で運営されたことを推測させるものである。

(43) 『芸備日報』1889（明治22）年3月22日。

(44) 各年度地方税区郡負担割合については、『広島県史』近代現代資料編Ⅰ，571－575ページ参照。

(45) 『芸備日報』1888（明治21）年3月24日。この点についてくわしくは、前掲、『広島市議会史』総論・明治編，555－562ページ参照。

表9 広島区(市)域内における三税の構成比の推移(1883~1892年度)

| 年 度         | 区(市)税 | 県税   | 国税   |
|-------------|-------|------|------|
| 1883(明治16)  | 20.4  | 17.7 | 61.9 |
| 1884( " 17) | 22.1  | 20.5 | 57.4 |
| 1885( " 18) | 9.3   | 23.4 | 67.3 |
| 1886( " 19) | 13.4  | 26.4 | 60.2 |
| 1887( " 20) | 14.7  | 25.7 | 59.6 |
| 5年間平均       | 16.1  | 22.7 | 61.0 |
| 1888( " 21) | 9.0   | 28.3 | 62.7 |
| 1889( " 22) | 14.5  | 22.3 | 63.2 |
| 1890( " 23) | 17.8  | 24.5 | 57.7 |
| 1891( " 24) | 14.3  | 15.7 | 70.0 |
| 1892( " 25) | 14.7  | 15.9 | 69.4 |
| 5年間平均       | 14.0  | 21.3 | 64.6 |

注)『広島市議会史』統計資料編, 704ページより作成。

表10 広島市の予算と宇品市有地

| 年 度         | 当初予算総額 | 財産ヨリ生ズル収入 |     |        | 市公債費 |   |
|-------------|--------|-----------|-----|--------|------|---|
|             |        | 円         | 円   | %      | 円    | % |
| 1890(明治23)  | 45,926 | 2,228     | 5.0 | 7,504  | 16.3 |   |
| 1891( " 24) | 45,510 | 845       | 1.9 | 12,101 | 26.6 |   |
| 1892( " 25) | 46,065 | 736       | 1.6 | 12,999 | 28.2 |   |
| 1893( " 26) | 46,704 | 678       | 1.5 | 14,007 | 30.0 |   |
| 1894( " 27) | 47,355 | 342       | 0.7 | 13,716 | 29.0 |   |

注1) 甲斐英男「軍都広島の都市経営と宇品」広島市公文書館『紀要』第9号より作成。

2) 各年度の広島市会「議決書」による。「財産ヨリ生ズル収入」中には、宇品市有地の「貸渡料」のほか、若干の「貸家料」「器械貸渡料」「預金利子」などが含まれている。

### (3) 市公債費の重圧と宇品市有地売却をめぐる論議

宇品港の土地処分によって、成立した宇品市有地は、その後、「貸渡料」という形をとって実現される「財産ヨリ生ズル収入」が市制施行後年々削減される中で、その購入の際の公借金が「市公債費」として広島市の財政を圧迫

することとなったため、1890年代の市会で論議されることとなったのである。そこで、まず、1890（明治23）年から1894（明治27）年までの各年度の当初予算額と、これに占める「財産ヨリ生ズル収入」と、「市公債費」の構成比の推移を見よう。表9はこれを示すものである。みられるように、「財産ヨリ生ズル収入」は、当初の5.0%から1%さらに0.7%にまで低下した。表下の注にもあるとおり、これには、「貸渡料」のほかに若干の「貸家料」、「器械貸渡料」、「預金利子」などが含まれているのである。また、「市公債費」は16.3%から29.0%へと上昇しているのである。

このようにして、市公債費は、歳出の3分の1近くを占め、市財政の圧迫要因となり、これへの対策が打ち出されるところとなった<sup>(46)</sup>。これは、『芸備日日新聞』の広島市会議事欄に明らかであり、広島市は、県との関係において鍋島広島県知事に対する行政訴訟にふみ切り勝訴の裁決を得ている<sup>(47)</sup>。

しかし、公債費が市財政を圧迫する中で、宇品市有地の売却問題が日清戦争後の都市経営上の大きな問題となっていった。

1895（明治28）年12月、広島市会で第31号議案として「宇品町宅地売却ノ件」が提案された<sup>(48)</sup>。その内容は、宇品市有地の3分の1強に相当する16,062坪余の宅地を陸軍省に売却する権限を市参事会に与えるというものであった。内藤松太郎ほか9名の議員提案の形をとったこの議案は、売却価額をめぐる論議ののちに「最高価ヲ示シテ余は市参事会ニ一任スル」ことで会員の賛成を得たが、市参事会の執行を応援するため市会から5名の売却委員が選任され、委員会で「代価ハ陸軍省ノ思想ニ任ズルコト」を決議しその旨を市参事会に伝えて陸軍省との売却交渉にあたらせたのである<sup>(49)</sup>。

市有地の売却代金については、市会と市参事会との間で対立・衝突が見ら

(46) 前掲、『広島市議会史』、530ページ以下。

(47) 同上、535-536ページ。

(48) 『広島市議会史』議事資料編Ⅰ、189ページ。

(49) 同上、190-192ページ。

れたのであり、これに付随して、軍用水道布設中止問題が起こったが、これも、市財政逼迫の「苦悩」に発したものであった。

このようにして、当時の新聞論調には、「宇品港土地買上の必然なるを説」く論説が展開された<sup>(50)</sup>。1896（明治29）年6月には、市有地売却に関する建議案が出されている。そうして、このことは、宇品港の軍港化への道を運動しつつ進行していくのであった<sup>(51)</sup>。

#### (4) 4 県廃止の提案と市会での存続運動

以上のような広島県三部経済制の広島市（区）へのインパクトとあわせ、いま一つ、成立後同制度は広島県では、1890（明治23）年5月17日の府県制・郡制の公布を通じ、これを東京、大阪、京都の3府のみに限定し、他の4県では廃止せよという提案がみられ、いわば外からの“危機”に見舞われたことである。これに対し、横浜・名古屋・神戸市で三部経済制存続運動を市会を挙げて展開し、広島市も1891（明治24）年市会議長らが同制度存続のため中央の監督官庁に陳情している。存続運動の背景には、ようやく獲得し増員をみた市（区）部選出議員数を制度成立以前に返し削減することを容認できない事情やせっかく得られはじめた都市行財政の「特権」を喪失することへの大きな危惧があったことも否定できない点であろう。

#### むすびにかえて

以上考察してきたように、市制成立前夜の広島区への三部経済制の導入は、広島県における都市（区）と農村（22郡）間の利害の対立における農村部側からの要望と圧力の大きさを特徴——これは先進大都市東京、大阪など

(50) 前掲、『広島市議会史』総説・明治編、537ページ以下を参照。

(51) 同上、538—541ページ。



の導入事例とも異なっていた——づけていた。

三部経済制成立を契機として、広島市（区）には、幾多の曲折を経ながらも、①県会内における区（市）部会議員の定員数の増大による発言権の増大、②区（市）部議員の欠席戦術などその政治的活動の拡大、③1888年4月からの戸数割に代わる家屋税の導入による都市税制の整備や市制成立以降の市公債起債の拡大と市債費の重圧、④市部・郡部（町村）間の税体系及び負担割合の分離による市部の都市的経費の増大、などがもたらされたのである。

そうして、最後に、われわれは、広島県への三部経済制導入の直接的なきっかけとなった宇品築港問題と築港財源の処理→市公債の起債→市債費の重圧→宇品市有地の売却等を通ずる宇品港の軍港化への道、といった軍都広島市の都市形成の特殊性とも連動していたことを述べてむすびにかえたい。